

確定給付企業年金法（平成十二年法律第五十号）
 （第三十七条関係（平成十七年十月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 確定給付企業年金の終了及び清算（第八十三条 第九十一条）</p> <p>第九章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置（第九十一条の二 第九十一条の八）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>第十二章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等（第一百七十二条 第一百七十七条の四）</p> <p>第十三章 罰則（第一百八条 第二百二三条）</p> <p>附則</p> <p>（他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）</p> <p>第八十一条の二 確定給付企業年金（以下この条において「移換元確定給付企業年金」という。）の中途脱退者（当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者（当該加入者の資格を喪失した日において当該確定給付企業年金の事業主等が支給する老齢給付金の受給権を有する者を除く。）であって、政令で定めるところにより計算したその者</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 確定給付企業年金の終了及び清算（第八十三条 第九十一条）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>第十二章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行（第一百七十二条）</p> <p>第十三章 罰則（第一百八条 第二百二十四条）</p> <p>附則</p>

- の当該確定給付企業年金の加入者であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下この条、第九十一条の二、第九十三条の二第一項第一号、第百十五條の二及び第百十七條の二において同じ。）は、他の確定給付企業年金（以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。）の加入者の資格を取得した場合であつて、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金の額に相当する額（以下この条、第九十一条の二、第九十三条の二第一項第一号、第百十五條の二及び第百十七條の二において「脱退一時金相当額」という。）の移換を受けることができる旨が定められているときは、移換元確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
- 2 | 移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 | 移換先確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、第二十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる給付（以下「老齡給付金等」という。）の支給を行うものとする。
- 4 | 移換元確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。
- 5 | 移換先確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齡給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者に

通知しなければならない。

(政令への委任)

第八十二条 この章に定めるもののほか、規約型企業年金の統合及び分割、基金の合併及び分割、実施事業所の増減、確定給付企業年金間の権利義務の移転及び承継並びに脱退一時金相当額の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

(支給義務等の消滅)

第八十八条 事業主等は、第八十三条の規定により確定給付企業年金が終了したときは、当該確定給付企業年金の加入者であつた者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、終了した日までに支給すべきであつた給付でまだ支給していないものの支給又は第八十一条の第二項、第一百五十五条の第二項若しくは第一百七十五条の第二項の規定により終了した日までに移換すべきであつた脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

第九章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置

(中途脱退者に係る措置)

第九十一条の二 確定給付企業年金の中途脱退者は、当該確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の企業年金連合会(厚生年金保険法第四百九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつ

(政令への委任)

第八十二条 この章に定めるもののほか、規約型企業年金の統合及び分割、基金の合併及び分割、実施事業所の増減並びに確定給付企業年金間の権利義務の移転及び承継に関し必要な事項は、政令で定める。

(支給義務の消滅)

第八十八条 事業主等は、第八十三条の規定により確定給付企業年金が終了したときは、当該確定給付企業年金の加入者であつた者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、終了した日までに支給すべきであつた給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

たときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該中途脱退者又はその遺族に対し、老齢給付金又は遺族給付金（一時金として支給するものに限る。以下この条、次条、第九十一条の四第三項、第九十三条の二第一項及び第二項第一号、第百十五条の四第四項、第百十五条の五第四項並びに第百十七条の三第三項において同じ。）の支給を行うものとする。

4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 連合会は、第三項の規定により老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者又はその遺族に通知しなければならない。

6 連合会は、中途脱退者又はその遺族の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

（終了制度加入者等に係る措置）

第九十一条の三 終了制度加入者等（終了した確定給付企業年金の事業主等がその終了した日において老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条及び第九十三条の二第一項第二号において同じ。）は、終了した確定給付企業年金の清算人に第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下「残余

「財産」という。)の連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うものとする。

4 連合会が第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第十九条第六項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

5 連合会は、第三項の規定により老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該終了制度加入者等又はその遺族に通知しなければならない。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第九十一条の四 連合会が第九十三条の第二項第一号に規定する業務を行っている場合にあつては、終了制度加入者等(当該確定給付企業年金が終了した日において障害給付金の受給権を有していた者に限る。以下この条及び第九十三条の第二項第一号において同じ。)は、当該確定給付企業年金の清算人に残余財産の連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、障害給付金又は遺族給付金の支給を行うも

のとする。

4 前条第四項及び第五項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「次条第三項」と、「老齢給付金」とあるのは「障害給付金」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 第九十一条の二第六項の規定は、前項において読み替えて準用する前条第五項の規定による通知について準用する。

第九十一条の五 連合会が第九十三条の二第二項第二号に規定する業務を行っている場合にあつては、終了制度加入者等（当該確定給付企業年金が終了した日において遺族給付金の受給権を有していた者に限る。以下この条及び第九十三条の二第二項第二号において同じ。）は、当該確定給付企業年金の清算人に残余財産の連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等に対し、遺族給付金の支給を行うものとする。

4 第四十九条、第五十一条第一項及び第三項、第五十三条並びに第五十四条の規定は、連合会が支給する前項の遺族給付金について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前項において準用する第五十一条第一項の規定にかかわらず、当該終了制度加入者等が死亡したときは、規約で定めるところにより、当

該終了制度加入者等の次の順位の遺族に遺族給付金（一時金として支給するものに限る。次項において同じ。）を支給することができる。

6 前項の遺族は、当該終了制度加入者等に係る第四十八条各号に掲げる者とし、遺族給付金を受けられることができる遺族の順位は連合会の規約で定めるところによる。この場合において、同条中「給付対象者」とあるのは、「第九十一条の五第一項に規定する終了制度加入者等」とする。

7 第九十一条の三第四項及び第五項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第九十一条の五第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第九十一条の五第三項」と、「老齢給付金又は遺族給付金」とあるのは「遺族給付金」と、それぞれ読み替えるものとする

8 第九十一条の二第六項の規定は、前項において読み替えて準用する第九十一条の三第五項の規定による通知について準用する。

（裁定）

第九十一条の六 連合会が支給する給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

2 連合会は、前項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

（準用規定）

第九十一条の七 第三十一条、第三十三条、第三十四条第一項及び第三十五条の規定は連合会が支給する給付について、第三十六条第一項及び第二項（第二号を除く。）、第三十七条、第三十八条並びに第四十条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第四十七条、第四

十八条、第五十三條及び第五十四條の規定は連合会が支給する第九十一條の二第三項、第九十一條の三第三項及び第九十一條の四第三項の遺族給付金について、第三十四條第二項、第四十四條、第四十六條、第五十二條及び第五十四條の規定は連合会が支給する障害給付金について、第五十九條、第六十條第一項及び第二項、第六十一條、第六十六條、第六十七條並びに第六十八條の規定はこの法律の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第七十二條の規定はこの法律の規定により連合会が締結した資産運用契約について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第九十一條の八 この章に定めるもののほか、連合会による中途脱退者に係る措置及び終了制度加入者等に係る措置に関し必要な事項は、政令で定める。

(業務の委託)

第九十三條 事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務を、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、連合会その他の法人に委託することができる。

(連合会の業務の特例)

第九十三條の二 連合会は、厚生年金保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第九十一條の二第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受

(業務の委託)

第九十三條 事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務を、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託することができる。

け、同条第三項の規定により中途脱退者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

二 第九十一条の三第二項の規定により残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により終了制度加入者等又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

2 連合会は、厚生年金保険法及び前項の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第九十一条の四第二項の規定により残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により終了制度加入者等又はその遺族について障害給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

二 第九十一条の五第二項の規定により残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により終了制度加入者等又はその遺族について遺族給付金の支給を行うこと。

三 前条の規定による委託を受けて、事業主等の業務の一部を行うこと。

(区分経理)

第九十三条の三 連合会は、この法律の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(厚生年金保険法の適用)

第九十三条の四 第九十三条の二の規定により連合会が同条の業務を行う場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定給付企業年金法」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(書類等の提出)

第九十八条 事業主等又は連合会は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(届出)

第九十九条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、三十日以内に、その旨を事業主等又は連合会に届け出なければならない。

(厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転)

第一百十条の二 厚生年金基金は、その設立事業所(政令で定める場合にあっては、設立事業所の一部。以下この項において同じ。)が確定給付企業年金の実施事業所となつているとき、又は実施事業所となるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該確定給付企業年金の事業主等に、当該設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付(厚生年金保険法第三十二条第二項に規定する額に相当する給付(以下「厚生年金代行給付」といふ。))を除く。)の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。

2 | 前項の認可の申請は、厚生年金保険法第一百七条第一項の代議員会における同条第二項の代議員の定数の四分の三以上の多数による議決を経て行わなければならない。

3 | 当該確定給付企業年金の事業主等は、第一項の申出があつたときは、厚生労働大臣の承認(当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可)を受けて、同項の権利義務を承継すること

(書類等の提出)

第九十八条 事業主等は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(届出)

第九十九条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、三十日以内に、その旨を事業主等に届け出なければならない。

ができる。

4 前項の規定により当該事業主等が権利義務を承継する場合においては、当該厚生年金基金から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に積立金を移換するものとする。

5 第七十四条第二項及び第三項の規定は当該事業主等（当該確定給付企業年金が規約型企業年金である場合に限る。）が第三項の承認の申請を行う場合について、第七十六条第二項の規定は当該事業主等（当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合に限る。）が第三項の認可の申請を行う場合について準用する。

6 第三項の規定により権利義務が移転された当該設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者は、厚生年金保険法第四百九条第一項に規定する解散基金加入員とみなす。この場合において、同法第五百九条第四項第一号、第六十一条第四項から第八項まで及び第六十二条の規定は適用せず、同法第五百九条第一項及び第六十一条第一項から第三項までの規定の適用については、同法第五百九条第一項中「解散基金加入員」とあるのは「解散基金加入員並びに確定給付企業年金法第十條の二第六項の規定により読み替えて適用する第六十一条第一項の規定による徴収に係る者」と、同法第六十一条第一項中「解散したとき」とあるのは「確定給付企業年金法第十條の二第一項の規定による権利義務の移転を行ったとき」と、「第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額」とあるのは「現価相当額」と、「解散した基金」とあるのは「権利義務の移転を行った基金」と、同条第二項及び第三項中「解散した」とあるのは「権利義務の移転を行った」とする。

（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）

（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）

第百十一条 厚生年金基金は、その設立事業所の事業主（厚生年金基金を共同して設立している場合にあつては、当該厚生年金基金を設立している事業主の全部）が規約型企業年金を実施しているとき、又は実施することとなるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該規約型企業年金を実施する事業主に、当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付（厚生年金代行給付を除く。）の支給に関する権利義務（当該厚生年金基金が第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた日までに支給すべきであつた給付であつてまだ支給していないもの（第四項において「未支給給付」という。）の支給並びに徴収すべきであつた掛金及び徴収金であつてまだ徴収していないものの徴収に関する権利義務を除く。）の移転を申し出ることができる。

2 (略)

3 当該厚生年金基金は、前項の承認があつたときに、厚生年金保険法第百四十五条第二項の規定による解散の認可があつたものとみなす。

この場合において、同法第百四十七条第四項、第百六十一条及び第百六十二条の規定は適用せず、同法第百三十八条第六項及び第百四十六条の規定の適用については、同法第百三十八条第六項中「当該下回る額」とあるのは「当該下回る額のうち政令で定める額」と、同法第百四十六条中「年金たる給付及び一時金たる給付」とあるのは「年金たる給付（第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付に限る。）とする。」とする。

4・5 (略)

(解散厚生年金基金等からの責任準備金相当額の徴収等)

第百十一条 厚生年金基金は、その設立事業所の事業主（厚生年金基金を共同して設立している場合にあつては、当該厚生年金基金を設立している事業主の全部）が規約型企業年金を実施しているとき、又は実施することとなるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該規約型企業年金を実施する事業主に、当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付（厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付（以下「厚生年金代行給付」という。）を除く。）の支給に関する権利義務（当該厚生年金基金が第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた日までに支給すべきであつた給付であつてまだ支給していないもの（第四項において「未支給給付」という。）の支給並びに徴収すべきであつた掛金及び徴収金であつてまだ徴収していないものの徴収に関する権利義務を除く。）の移転を申し出ることができる。

2 (略)

3 当該厚生年金基金は、前項の承認があつたときに、厚生年金保険法第百四十五条第二項の規定による解散の認可があつたものとみなす。

この場合において、同法第百四十七条第四項、第百六十二条の三及び第百六十二条の四の規定は適用せず、同法第百三十八条第六項及び第百四十六条の規定の適用については、同法第百三十八条第六項中「当該下回る額」とあるのは「当該下回る額のうち政令で定める額」と、同法第百四十六条中「年金たる給付及び一時金たる給付」とあるのは「年金たる給付（第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付に限る。）とする。」とする。

4・5 (略)

(解散厚生年金基金等からの責任準備金相当額の徴収等)

第百十三条 政府は、厚生年金基金が第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき、又は前条第四項の規定により消滅したときは、その解散の認可があつたものとみなされた日又は消滅した日において当該厚生年金基金が年金たる給付（厚生年金代行給付に限る。）の支給に関する義務を負っている者に係る厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は当該消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金（以下「解散厚生年金基金等」という。）から徴収する。

2 前項の場合において、政府が解散厚生年金基金等から徴収する徴収金は、厚生年金保険法第八十五条の二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金とみなして、同法第八十六条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第八十七条第六項、第八十八条、第八十九条、第九十一条から第九十一条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、第百二条第二項、第百三条の二並びに第百四条の規定を適用する。

（移行後の厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする給付等の取扱い）

第百十五条（略）

2 第百十条の二第三項、第百十一条第二項又は第百十二条第四項の規定により厚生年金基金の権利義務を承継した事業主等が給付を行う遺族給付金（第百十条の二第三項の承認若しくは認可を受けた日、第百十一条第二項の承認を受けた日又は第百十二条第一項の認可を受けた日において当該厚生年金基金の死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に支給するものに限る。）につ

第百十三条 政府は、厚生年金基金が第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき、又は前条第四項の規定により消滅したときは、その解散の認可があつたものとみなされた日又は消滅した日において当該厚生年金基金が年金たる給付（厚生年金代行給付に限る。）の支給に関する義務を負っている者に係る厚生年金保険法第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は当該消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金（以下「解散厚生年金基金等」という。）から徴収する。

2 前項の場合において、政府が解散厚生年金基金等から徴収する徴収金は、厚生年金保険法第八十五条の二の規定により政府が解散した厚生年金基金連合会から徴収する徴収金とみなして、同法第八十六条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第八十七条第六項、第八十八条、第八十九条、第九十一条から第九十一条の三まで、第九十二条第一項及び第三項、第百二条第二項、第百三条の二並びに第百四条の規定を適用する。

（移行後の厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする給付等の取扱い）

第百十五条（略）

2 第百十一条第二項又は第百十二条第四項の規定により厚生年金基金の権利義務を承継した事業主等が給付を行う遺族給付金（第百十一条第二項の承認を受けた日又は第百十二条第一項の認可を受けた日において当該厚生年金基金の死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に支給するものに限る。）については、当該遺族給付金を厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年

いては、当該遺族給付金を厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付とみなして、厚生年金保険法第百二十六条において準用する同法第四十一条の規定を適用し、第三十四条の規定は適用しない。

（確定給付企業年金から厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換）

第百十五条の二 確定給付企業年金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該厚生年金基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、厚生年金保険法第百三十条第一項から第三項までに規定する給付（第五項及び第百十五条の五において「老齢年金給付等」という。）の支給を行うものとする。

4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

金たる給付又は一時金たる給付とみなして、厚生年金保険法第百二十六条において準用する同法第四十一条の規定を適用し、第三十四条の規定は適用しない。

5 当該厚生年金基金は、第三項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

(厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)
第百十五条の三 厚生年金基金の中途脱退者(厚生年金保険法第百四十四条の三第一項に規定する中途脱退者をいう。以下この条において同じ。)は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該厚生年金基金から脱退一時金(同条第五項に規定する脱退一時金をいう。第四項において同じ。)の額に相当する額(以下この条において「脱退一時金相当額」という。)の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該厚生年金基金に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該厚生年金基金は、前項の申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

4 当該厚生年金基金は、第二項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者に通

知しなければならない。

(連合会から確定給付企業年金への積立金の移換)

第百十五条の四 連合会が第九十一条の二第三項又は第九十一条の第三項の規定により老齢給付金の支給に関する義務を負っている者(以下「中途脱退者等」という。)は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、連合会及び当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者等に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

4 連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

(連合会から厚生年金基金への積立金の移換)

第百十五条の五 中途脱退者等は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、連合会及び当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、連合会から当該厚生年金基金に連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の申出があつたときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 当該厚生年金基金は、前項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者等に対し、老齢年金給付等の支給を行うものとする。

4 連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該厚生年金基金は、第三項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならぬ。

(政令への委任)

第百十六条 この節に定めるもののほか、確定給付企業年金と厚生年金基金との間の権利義務の移転及び承継、脱退一時金相当額の移換、解散厚生年金基金等からの徴収金の徴収並びに連合会からの積立金の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等

(政令への委任)

第百十六条 この節に定めるもののほか、確定給付企業年金と厚生年金基金との間の権利義務の移転及び承継並びに解散厚生年金基金等からの徴収金の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行

(確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第一百七十七条の二 確定給付企業年金の中途脱退者は、企業型年金加入者

(確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。

次条第一項において同じ。)又は個人型年金加入者(同法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。次条第一項において同じ。)

の資格を取得したときは、当該確定給付企業年金の事業主等に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第二条第五項に規定する連合会(以下この条及び次条において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連連運営管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連連運営管理機関等をいう。次条第四項において同じ。)又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により脱退一時金相当額が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

(連合会から確定拠出年金への積立金の移換)

第一百七十七条の三 中途脱退者等は、企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得した場合であつて、連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に連合

会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会への当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により積立金が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

(政令への委任)

第一百七十七条の四 前二条に定めるもののほか、確定給付企業年金又は連合会から確定拠出年金への脱退一時金相当額又は積立金の移換に関する必要な事項は、政令で定める。

第二百二十二条 基金又は連合会が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十五条の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

二 第九十一条の二第五項又は第九十一条の三第五項（第九十一条の

第二百二十二条 基金が、第十五条の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をした場合には、その役員は、二十万円以下の過料に処する。

四第四項及び第九十一条の五第七項において準用する場合を含む。
）の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第九十一条の二第六項（第九十一条の三第六項、第九十一条の四第五項及び第九十一条の五第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

附則

（事務の委託に関する経過措置）

第三条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、当分の間、第一百三十一条の規定に基づき、解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徴収する場合（附厚生年金保険法附則第三十二条第三項の規定により同条第一項の認可を受けた厚生年金基金が解散（第一百十一条第三項の規定による解散に限る。）に必要な行為又は企業年金基金となるために必要な行為を含む。）において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち政令で定めるものを連合会に行わせることができる。

2 前項の規定により連合会が同項の業務を行う場合には、厚生年金保険法第八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定給付企業年金法附則第三条第一項」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

（事務の委託に関する経過措置）

第三条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、当分の間、第一百三十一条の規定に基づき、解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徴収する場合（厚生年金保険法附則第三十二条第三項の規定により同条第一項の認可を受けた厚生年金基金が解散（第一百十一条第三項の規定による解散に限る。）に必要な行為又は企業年金基金となるために必要な行為を含む。）において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち政令で定めるものを厚生年金基金連合会に行わせることができる。

2 前項の規定により厚生年金基金連合会の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定給付企業年金法附則第三条第一項」とするほか、同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。